

狂犬病について～青森県動物愛護センター

1 過去の病気ではない

- ① 狂犬病は、ウイルスを原因とする病気で、人間を含むすべての哺乳類が感染します。感染後、潜伏期間（人：1～3ヶ月程度、犬：2週間～2ヶ月程度）を経て発病し、一旦発病すると有効な治療方法はなく、人間も動物もほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。
- ② 様々な動物が感染源となりますが、アジアでは犬に咬まれて感染する人が圧倒的に多いことから、最も警戒すべき動物は犬です。かつては、日本でも多くの犬が狂犬病と診断され、咬まれて死亡する人もいました。
- ③ 狂犬病は、現在でも日本、イギリス、オーストラリアなど一部の地域を除き、世界中で発生しており、毎年、5万人を超える方が死亡しています。（[厚生労働省 HP で詳しく紹介されています。](#)）発生のない国や地域の方が珍しいのです。
- ④ 日本では、昭和32年を最後に動物による事例は起きていません。しかし、平成18年には、フィリピン旅行中の日本人2名が現地で野犬に咬まれ、帰国後に発病して亡くなっています。
- ⑤ 平成25年、日本と同じく長い間清浄国とされてきた台湾でも、狂犬病が確認されました。実に54年ぶりの発生です。これは、決して「対岸の火事」ではありません。
- ⑥ 狂犬病ウイルスは、いつ国内に侵入しても不思議ではなく、そのため、日本では、外国から輸入される犬に対する検疫や、不法に上陸する犬を阻止するなどの水際対策、人の管理下でない放浪犬の捕獲抑留、そして最も重要な「飼い犬に対する狂犬病予防注射実施」による予防対策がとられています。

万一、ウイルスが侵入した場合には、迅速に対応して発生拡大と蔓延防止を図ることが重要です。そのためには、地域ごとの飼い犬の所在や分布を正確に把握すること、高い水準で地域全体の飼い犬が狂犬病ウイルスに対する免疫を持っていることが重要となります。

2 関係法令について

- ① 狂犬病予防法に基づき、登録を受けない（または鑑札を着けない）、狂犬病予防注射を受けない（または注射済票を着けない）犬は、捕獲抑留対象となります。また、狂犬病発生時（疑似含む）には、係留されていない犬は、捕獲抑留され、状況によっては薬殺対象となります。

なお、青森県動物の愛護及び管理に関する条例では、飼い犬について常に係留をしておかなければならない（放し飼い禁止）と定めています。
- ② 犬の飼い主さん一人一人が正しい知識を持ち、飼い犬の登録と毎年度の狂犬病予防注射を徹底し、係留義務を遵守してください。

飼い犬への狂犬病予防注射は、愛犬のためだけではなく、ヒトを狂犬病から守るために大変重要なことです。

- ③ もしも、飼い犬が人を咬んでしまった場合、または咬まれた場合には、条例に基づく届出と、加害犬の確認が必要となります。お近くの動物愛護センター窓口まで御連絡ください。

3 犬に咬まれてしまったら

日本国内で犬に咬まれた場合、現在日本国内では狂犬病が発生していないことから、その犬が狂犬病に感染している可能性は極めて低く、過度に心配する必要はありません。しかし、口の中や爪には様々な細菌やウイルスなどの病原体が存在すると考えられますので、清潔な水（流水がよい）で傷口を十分に洗い、すぐに医療機関を受診してください。動物愛護センターへの届出も忘れないでください。